

広島県告示第四百二十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県広島地域事務所建設局廿日市支局において、平成十九年四月二十三日までの間、縦覧に供する。

平成十九年四月九日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 道路の種類

県道

二 路線名

栗谷河津原線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
廿日市市大野字広原山一五六一番一地从先から 廿日市市大野字広原山一四〇一番一地从先まで	八・七〇〇 五・八〇〇	二・九〇〇 二・七〇〇	七八八・五〇	七八八・五〇	拡幅